



令和 5 年 6 月 30 日

福井県知事 杉本達治 様

所在地 福井市大島町柳 3 0 1 番地

名称 医療法人三精会 (旧三精病  
理事長 堀江 端

決 算 届

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの決算を終了したので、  
医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事 業 報 告 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人三精会 (旧医療法人三精病院)
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福井県福井市大島町柳 3 0 1 番地

(3) 設立認可年月日 平成 1 4 年 2 月 2 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 4 年 3 月 6 日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	堀 江 端	当院院長
理 事	堀 江 芳 江	当院会計責任者
同	伊 藤 達 彦	福井赤十字病院医師
同	間 所 重 樹	当院医師
監 事	向 井 雅 美	むかい心療内科クリニック院長

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	こころの森病院 (旧三精病院)	福井県福井市大島町柳 3 0 1 番地	精神病床 9 6 床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年 5月26日	令和3年度決算の決定
令和4年 8月（書面決議）	第1四半期収支報告等
令和4年11月17日	定款変更、上半期収支報告等
令和5年 3月30日	第3四半期収支報告、令和5年度事業計画及び予算承認等

法人名 医療法人 三精会  
所在地 福井市大島町柳301番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額 1,719,896 千円  
2. 負 債 額 1,403,174 千円  
3. 純 資 産 額 316,722 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	535,656
B 固 定 資 産	1,184,240
C 資 産 合 計 (A+B)	1,719,896
D 負 債 合 計	1,403,174
E 純 資 産 (C-D)	316,722

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 ■ 賃借 )  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 )

様式 3 - 1

法人名 医療法人 三精会  
所在地 福井市大島町柳 3 0 1 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	535,656	I 流動負債	1,403,174
現金及び預金	179,432	支払手形	×××
事業未収金	343,381	買掛金	8,342
有価証券	×××	短期借入金	1,329,600
たな卸資産	1,344	未払金	33,593
前渡金	×××	未払費用	10,314
前払費用	8,314	未払法人税等	40
繰延税金資産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	3,185	繰延税金負債	×××
II 固定資産	1,184,240	前受金	×××
1 有形固定資産	1,117,459	預り金	6,883
建物	1,009,720	前受収益	×××
構築物	19,960	賞与引当金	13,500
医療用器械備品	0	その他の流動負債	902
その他の器械備品	39,608	II 固定負債	0
車両及び船舶	171	医療機関債	×××
土地	48,000	長期借入金	×××
建設仮勘定	0	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	35,829	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	1,403,174
ソフトウェア	34,778	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,051	科 目	金 額
3 その他の資産	30,952	I 基金	×××
有価証券	×××	II 積立金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	設立等積立金	80,000
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	236,722
役員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	29,330	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	1,622	純資産合計	316,722
資産合計	1,719,896	負債・純資産合計	1,719,896

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 三精会  
 所在地 福井市大島町柳 3 0 1 番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		530,429
2 事業費用		
(1)事業費	582,700	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		△ 52,271
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		△ 52,271
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	55,294	55,295
III 事業外費用		
支払利息	6,324	
その他の事業外費用	490	6,754
経常利益		△ 3,730
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	283,162	
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	283,162	×××
税引前当期純利益		△ 3,730
法人税・住民税及び事業税	×××	936
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		△ 4,666

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人三精会

所在地 福井市大島町柳301番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人の役員又はその近親者	堀江 端	当法人の理事長	不動産の賃借	賃料の支払	1,719	賃借料	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

# 監事監査報告書

医療法人三精会  
理事長 堀江 端 殿

私は、医療法人三精会（旧医療法人三精病院）の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月19日

医療法人三精会

監事 向井 雅美